

平成18年第3回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成18年9月6日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員（19名）

1番 森本節弘	3番 正木文男
4番 笠井高章	5番 児玉敬二
6番 松永涉	7番 篠原啓治
8番 吉田正	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
14番 武田矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（3名）

2番 江澤信明	9番 伊藤雅功
13番 稲井隆伸	

会議録署名議員

7番 篠原啓治	8番 吉田正
---------	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	助 役 野崎 國勝
収入 役 光永 健次	教 育 長 板野 正
総務部長 山下 紘志郎	企 画 部 長 八坂 和男
市民部長 吉岡 聖司	健康福祉部長 洙田 藤男
産業建設部長 秋山 一幸	教 育 次 長 岡島 義広
総務部次長 森口 純司	企 画 部 次 長 酒卷 近義
市民部次長 田村 豊	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 大西 利夫	吉野支所長 岡村 清
市場支所長 岩脇 正治	財 政 課 長 藤井 正助
水道課長 西岡 司	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 佐藤吉子

事務局長補佐 友行仁美

事務局主任 枝澤ゆかり

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第139号 平成17年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第140号 平成17年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第141号 平成17年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第142号 平成17年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第143号 平成17年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第144号 平成17年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第145号 平成17年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第146号 平成17年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第147号 平成17年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第148号 平成17年度阿波市水道事業会計決算認定について

議案第149号 平成18年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

議案第150号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第151号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）

について

議案第152号 平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第153号 平成18年度阿波市御所財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第154号 阿波市住所表示の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第155号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第156号 阿波市消防団の設置等に関する条例の一部改正について

議案第157号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

議案第158号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

議案第159号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第160号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案題161号 阿波市八幡簡易水道給水条例の一部改正について

議案第162号 阿波市公民館条例の一部改正について

議案題163号 阿波市立図書館条例の一部改正について

議案題164号 阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第6 決算特別委員会の設置について

午前10時05分 開会

○議長（原田定信君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成18年第3回阿波市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（原田定信君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第118条の規定により、7番篠原啓治君、8番吉田正君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（原田定信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、8月29日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

月岡議会運営委員長。

○議会運営委員長（月岡永治君） おはようございます。

議長の指名がありましたので、今期定例会の運営に関する議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

まず、会期についてでございます。本日から9月27日までの22日間と決定いたしました。

審議日程につきましては、既に送付しております日割り表のとおりでございます。

詳細につきましては、省略いたしたいと思っております。

次に、代表質問、一般質問並びに質疑の報告書の締め切りでございますが、あす正午までとなっております。

次に、今議会に提案されております平成17年度一般会計決算認定の審査のため、本日8名で構成する決算特別委員会を設置することにいたしておりますので、議員各位のご協力をお願いいたしたいと思っております。

以上、委員長報告といたします。

○議長（原田定信君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から9月27日までの22日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から9月27日までの22日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（原田定信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会関係でございますが、8月3日から5日まで、議会全員の派遣として実施いたしました全国議長会研究フォーラム、阿波市無提地区陳情及び茨城県常陸大宮市行政視察の件につきましては、議員各位のご協力を得て所期の目的を達成することができました。今後の議会活動等に十分反映していただくようお願いいたします。

なお、お手元に概要報告書を配付いたしております。やむを得ず欠席されました議員各位には報告書のほか資料等事務局に保管いたしておりますので、十分お目通しを願います。

次に、本日までに受理いたしました陳情は3件であります。なお、お手元に配付いたしました。

次に、阿波市議会政治倫理条例に関する審査請求が市民より提出され、現在市長部局に送付の上、審査に付しております。

次に、地方自治法第235条の第2、第1項及び公営企業法第27条の2第1項の規定に基づく月例現金出納監査の5月、6月及び7月分の結果について、監査委員より正確であるとの報告を受けております。

以上、諸般の報告といたします。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（原田定信君） 日程第4、行政報告を市長に求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

開会に当たり、ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日、平成18年第3回阿波市市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には

お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。日ごろは行政全般にわたりご協力を賜り、本当にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

去る8月1日に平成20年度から創設されます医療保険、後期高齢者医療制度の運営主体となります徳島県後期高齢者医療広域連合設立準備会が発足いたしまして、阿波市からも1名職員を派遣をいたしております。

また、8月24日には全国交通安全母の会の方から交通安全に対する啓発ということもございまして、政府の特命大臣でございます交通対策の本部長でもございます猪口大臣のメッセージが伝達されました。交通安全により一層気をつけなければならないという意識を強く持ったわけでございますが、当日は交通安全の徳島県の母の会の役員の皆さん、あるいは地元の阿波市の交通安全母の会の方、あるいは阿波警察署の方々を初め、約200名の方々がこの行事に参加されまして、一同心を一つにして、これからは交通安全に心がけていこうという誓いをしたわけでございます。

また、8月1日には地震等の大規模災害発生時に必要となります飲料水等の確保に向け、四国コカ・コーラボトリングと救援物資提供に関する協定を締結いたしまして、本庁、支所を含む市内8カ所に自動販売機を設置いたしております。なお、市が災害対策本部を設置した場合、この自動販売機で飲料水の無償提供を受けることとなっております。

また、防災意識向上を図るため、旧町単位で自治会長に神戸市の人と未来防災センターの視察をお願いしております。まず、8月20日の旧吉野町を皮切りにいたしまして、4回に分けて視察をお願いし、自主防災組織の結成並びに育成にご協力、ご尽力をお願いいたしております。

また、8月3日には、原田議長を初め議員各位と私もお供をいたしまして、災害予防など治水対策に係る予算の拡充と吉野川北岸無提地区の早期整備等について、国土交通省と県選出国會議員に要望をいたしてまいりました。

また、翌日には、四国治水期成同盟連合会の方から国土交通省並びに財務省に要望活動を行いました。

また、本市にございます御所リゾートを管理いたしております御所の郷の利用者が、2002年4月オープンから4年5カ月で100万人を突破し、その記念として100万人目の利用者の方に花束と記念品をお送りをいたしました。

次に、本年7月21日開催の第2回臨時会においてご決議いただきましたケーブルテレビ施設整備事業の安全祈願祭を8月22日にとり行い、工事に着手いたしました。ご案内

のように、本年は旧吉野エリアと阿波エリアを本年度整備をするということに、工事にかかる予定でございます。

また、8月30日には阿波警察署、徳島県消防防災航空隊、徳島中央広域連合消防本部、阿波市消防団及び阿波市の5つの関係機関の合同によります防災訓練を実施をいたしました。訓練内容は、被災者の救助、避難誘導、消火活動を初め、はしご車及びヘリコプターによる救出活動を行ったことをご報告申し上げたいと思います。

災害はいつ起こるかもわかりませんので、常にそれに対する備えをしなければならないという思いでございます。

また、9月1日には、部長次長会がございました。新聞紙上でもご承知のように、福岡市において大変重大な交通事故が発生をいたしました。これを機会によそごとということではなくして、私たちが公務員としての質をさらに向上し、より公務員としてそのようなきちとした態勢ができるように、助役名で綱紀粛正と交通安全に対する啓発をさらに強めるようにということで、各部長、次長を通じまして全職員に周知をしたところでございます。

以上で簡単でございますけれども、行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第5 議案第139号 平成17年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第140号 平成17年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第141号 平成17年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第142号 平成17年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第143号 平成17年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第144号 平成17年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第145号 平成17年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第146号 平成17年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会

計歳入歳出決算認定について

- 議案第 147号 平成17年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 148号 平成17年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 議案第 149号 平成18年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第 150号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 151号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 152号 平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 153号 平成18年度阿波市御所財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 154号 阿波市住所表示の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 155号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 156号 阿波市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 157号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第 158号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 159号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 160号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 161号 阿波市八幡簡易水道給水条例の一部改正について
- 議案第 162号 阿波市公民館条例の一部改正について
- 議案第 163号 阿波市立図書館条例の一部改正について
- 議案第 164号 阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部改正に



## ついて

○議長（原田定信君） 日程第5、議案第139号平成17年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第164号阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部改正についてに至る計26件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、平成17年度の決算認定10件、補正予算5件、条例の制定1件、条例の一部改正10件の計26件でございます。

まず、議案第139号は平成17年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第147号平成17年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件の決算認定につきましては、平成18年8月10日に安友監査委員、武田監査委員に決算審査を受けました。審査の結果、おおむね適正であるとのご意見をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第148号平成17年度阿波市水道事業会計決算認定につきましても、8月10日に決算審査を受け、審査の結果おおむね適正であるとのご意見をいただきましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第149号は平成18年度阿波市一般会計補正予算（第3号）でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億739万7,000円といたしております。

また、議案第150号は平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,921万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を40億3,095万6,000円といたしております。

議案第151号は平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,319万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,326万3,000円といたしております。

また、議案第152号は平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を145万円といたしております。

また、議案第153号は平成18年度阿波市御所財産区特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,245万2,000円といたしております。

続きまして、議案第154号でございますが、阿波市住所表示の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、平成19年1月1日から住所表示が変更されますので、関係条例の整理をいたすものでございます。

次に、議案第155号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、御所財産区管理会委員の報酬等を改正いたしております。

次に、議案第156号阿波市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第157号阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年6月14日法律第6号で消防組織法の一部が改正されましたので、両条例とも所要の改正をいたしております。

次に、議案第158号阿波市国民健康保険条例の一部改正から議案第160号阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正の3件の条例改正は、健康保険法の一部が改正されましたので、各条例とも所要の改正をいたしております。

次に、議案第161号阿波市八幡簡易水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、給水料金の一部を改正いたしております。

次に、議案第162号阿波市公民館条例の一部改正から議案第164号阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部改正の3件の条例改正につきましては、特定管理者制度導入に向けて所要の改正をいたしております。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては収入役及び担当部長より説明をいたしますので、十分ご審議の上、ご決議くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田定信君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの市長の提案理由の説明で一部補足説明の申し出がありますので、発言を許可いたします。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、補足説明をさせていただきます。

先ほどの提案理由の説明の中で、決算につきましておおむねと申し上げましたけれども、中身の数字につきましては完璧でございます。ただ、表現がそういうふうな方が適切でないかという指導もございましたので、あえてそのようにしたわけございまして、中身につきましては100点でございますので、監査委員も同席でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。終わります。

○議長（原田定信君） 次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

収入役。

○収入役（光永健次君） おはようございます。

それでは、市長からご提案を申しあげました議案のうち、議案第139号平成17年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてと議案第140号平成17年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから議案第147号平成17年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算についてまでの8特別会計につきまして、先ほどお手元にお配りさせていただいておりますA3のこの分で説明をさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますがよろしくお願い申し上げます。

それではまず最初に、平成17年度一般会計歳入歳出決算表でございますが、歳入につきましては予算現額の計欄でございますが、201億670万円に対しまして、収入済額の計欄189億6,232万6,197円となっております。

収入済額の主なものといたしましては、01款の市税、収入済額32億、1,584万7,816円、率にいたしまして全体の17%でございます。

それから、10款の地方交付税73億6,179万7,000円、率にいたしまして38.8%でございます。

それから、14款国庫支出金18億1,830万7,038円、率にして9.6%でございます。

それから、15款の県支出金15億5,774万9,566円、8.2%ございま

す。

それから、一番下の21款市債でございますが、14億2,040万円、率にいたしまして7.5%となっております。

次に、右の表の歳出につきましては、予算現額につきましては歳入と同額でございます。真ん中の支出済額の計欄でございますが、184億6,249万3,076円となっております。

支出済額の主なものとしたしましては、02款の総務費26億8,981万9,167円、率にいたしまして14.6%でございます。

次に、03款の民生費が50億2,241万825円、率にいたしまして27.2%でございます。

それから、12款の公債費22億3,390万548円、率にいたしまして12.1%となっております。

それから、その横の翌年度の繰越額の計でございますが、12億9,442万3,000円となっております。

この結果、欄外に記載いたしておりますが、歳入歳出の差し引き額は4億9,983万3,121円で、この額から翌年度へ繰り越すべき財源5,300万7,000円を差し引きいたしました実質収支額は4億4,682万6,121円の黒字となっております。

次に、真ん中の平成17年度特別会計歳入歳出決算表でございますが、国民健康保険特別会計を初め8つの特別会計がございます。そのトータル額で申し上げますと、予算現額の計欄でございますが、131億8,590万1,000円に対しまして、収入済額の計欄でございますが130億7,118万7,847円、支出済額の計欄でございますが127億4,415万924円となっております。この8会計のうち国民健康保険、それから老人保健、介護保険の3特別会計で収入済額、支出済額とも、率にいたしまして全体の98%余りを占めております。

なお、一番下の特別会計介護サービス事業は、旧阿波町での特別会計であり、平成16年度まで実施されたものでございます。

この結果、欄外に記載をいたしておりますが、歳入歳出の差し引き額は3億2,703万6,923円となっており、この額から翌年度繰越額、それから翌年度への繰り越すべき財源ともに0円でございますので、実質収支額は3億2,703万6,923円となっております。

なお、一番下の表につきましては、平成17年度一般会計、特別会計歳入歳出決算状況を合計いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第139号から議案第147号までの補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 西岡水道課長。

○水道課長（西岡 司君） おはようございます。

ただいま収入役から説明いたしましたその分で、水道課の分を説明いたします。

議案第143号平成17年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出についてご説明いたします。

339ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額720万4,539円、歳出総額629万6,996円で、歳入歳出差し引き90万7,543円の実質収益を上げております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第149号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億739万7,000円とするものでございます。平成18年9月6日提出、阿波市長小笠原幸。

6ページをお願いいたします。

第2表継続費補正。1、追加といたしまして、固定資産土地評価基礎資料作成業務につきまして、委託料の総額を1,910万円とし、その年割り額を平成18年度853万円、平成19年度619万円、平成20年度438万円とするものでございます。

続きまして、2、補正といたしまして、ケーブルテレビ整備事業につきまして、本年度分に175万6,000円を追加いたしまして、年割り額を24億957万9,000円とし、総額を26億8,454万円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。1、追加といたしまして、児童福祉施設整備事業債、限度額420

万円、公営住宅建設事業債、限度額2, 190万円を追加するものでございます。なお、起債の方法は証書借り入れとし、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

続きまして、補正につきまして、臨時財政対策債に4, 010万円を追加し補正後の限度額を6億7, 310万円に、減税補てん債に60万円を追加し限度額を2, 760万円に、農地債に5, 450万円を追加いたしまして限度額を2億420万円とするものでございます。

なお、臨時財政対策債と減税補てん債の2つの起債につきましては、平成18年度の起債限度額がこのほど確定いたしましたので、今回歳入予算として計上するもので、起債とはいえ後年度に国から100%交付税措置される性格の、自治体にとりまして大変有利な制度でございます。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。歳入のうち主なものについて説明をいたします。

9款地方特例交付金、補正額2, 714万2, 000円。以下、10款地方交付税3億8, 361万9, 000円、14款国庫支出金補正額、減額の9, 852万9, 000円、15款県支出金1億583万8, 000円、18款繰入金1億6, 054万6, 000円、19款繰越金6, 859万2, 000円、21款市債1億2, 130万円。以上、補正額7億5, 600万円を追加いたしまして、歳入合計を187億739万7, 000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出のうち主なものについて説明をいたします。

3款民生費、補正額6, 287万3, 000円。以下、6款農林水産業費1億9, 183万6, 000円、8款土木費、1億1, 922万円、9款消防費、1億5, 979万8, 000円、10款教育費1億8, 630万9, 000円。以上、補正額7億5, 600万円を追加いたしまして、歳出合計を歳入同様187億739万7, 000円といたすものでございます。

14ページをお願いいたします。

続きまして、歳入の内容につきまして、主なものについて説明をいたします。

9款地方特例交付金、補正額2, 714万2, 000円。地方特例交付金につきましては、当初予算の段階で見積額を4, 700万円と少し低目に設定をいたしておりましたが、このたび平成18年度の交付額が7, 414万2, 000円と確定いたしましたので

で、今回その差額の2, 714万2, 000円を補正計上いたしております。

続きまして、10款地方交付税、補正額3億8, 361万9, 000円。地方交付税のうち普通交付税につきまして、ただいま説明いたしました地方特例交付金同様、このたび平成18年度の普通交付税算定額が約61億5, 000万円と確定いたしております。この結果、当初予算費で約5億9, 300万円が今後歳入予算として見込めますが、今回はこのうち3億8, 361万9, 000円を一般財源へ充当すべく計上いたすものでございます。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金のうち3目民生費国庫負担金、補正額、減額の6, 325万5, 000円。内訳といたしまして右ページ1節の社会福祉費負担金のうち身体障害者保護費負担金といたしまして、減額の3, 126万4, 000円、知的障害者施設訓練等支援費等負担金として減額の7, 319万円、障害者自立支援給付費負担金1億2, 983万1, 000円といたしております。

16ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項県負担金のうち3目民生費県負担金、補正額1億596万3, 000円。内訳といたしまして右ページの1節社会福祉費負担金のうち障害者自立支援給付費負担金といたしまして6, 491万5, 000円、3節児童福祉費負担金のうち児童手当負担金として4, 104万8, 000円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

2項県補助金のうち9目消防費県補助金、補正額70万円。この70万円につきましては、自主防災組織育成強化のため消防費補助金といたしまして県補助金を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項基金繰入金のうち7目教育施設整備基金繰入金、補正額1億5, 820万円、この基金繰入金につきましては、御所小学校校舎の解体工事費に充当いたすべく教育施設整備基金を取り崩すものでございます。

19款繰越金、補正額6, 859万2, 000円。繰越金につきましては、平成17年度からの準繰越額が最終的に3億9, 870万1, 000円に確定をいたしましたので、これまでの計上額との差額の6, 859万2, 000円を今回計上いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

21款市債、1項市債のうち2目総務費、補正額4,070万円。内訳といたしましては、右ページの第1節臨時財政対策債として4,010万円、減税補てん債といたしまして60万円を計上いたしております。

3目民生費、補正額420万円。右ページの3節児童福祉施設整備事業債として420万円。

それから、6目農林水産業債、補正額5,450万円。内訳といたしまして、右ページの2節農地債のうち基盤整備事業債といたしまして450万円、ふるさと農道緊急整備事業債といたしまして490万円、一般公共事業債といたしまして4,510万円でございます。

8目土木債、補正額2,190万円。この2,190万円につきましては、公営住宅建設事業債として計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の内容につきまして、主なものについて説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費のうち1目一般管理費、補正額30万円。この内容といたしまして、右ページの13節顧問弁護士委託料といたしまして30万円計上いたすものでございます。これにつきましては、1カ月5万円の10月から来年3月までの6カ月といたしております。

続いて、7目諸費、補正額450万円。この内容につきましては、19節の負担金補助及び交付金といたしまして、旧市場町、阿波町におきまして現在運行しております廃止路線代替バスの購入補助金として計上するものでございます。この財源内訳につきましては、左ページのとおり、450万円の半額の225万円が県支出金、そして残りの半額が一般財源でございます。

26ページをお願いいたします。

2項徴税费のうち2目賦課徴収費、補正額1,073万6,000円。主なものといたしましては、右ページの13節委託料958万円のうち、先ほど6ページの継続費の補正で説明をいたしました土地評価基礎資料作成業務委託料の853万円でございます。

28ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費のうち1目社会福祉総務費、補正額143万円。主なものといたしましては、右ページ18節の備品購入費の45万円でございますが、内容といたしまして自動体外式除細動器、略称AEDと呼ばれておりますが、3台購入いたしました。



て、各支所へそれぞれ1台ずつ設置いたしたいと考えております。

続きまして、2目障害者福祉費、補正額、減額の57万5,000円。この措置理由といたしまして、10月から障害者自立支援法が一部改正され、この制度改正に伴いまして今回予算構成をするものでございます。

補正額の財源内訳欄をごらんいただきたいと思えます。減額分といたしまして、国庫支出金2,110万5,000円、分担金及び負担金1,326万2,000円、一般財源652万5,000円、以上合計4,089万2,000円を減額をいたしまして、ほぼこの額に匹敵する4,031万7,000円を県支出金へ振り替えるものでございます。

30ページをお願いいたします。

3項児童福祉費のうち2目児童手当費、補正額3,846万5,000円。この内訳につきましては、右ページのとおり、20節扶助費のうち児童手当費といたしまして3,546万5,000円、児童扶養手当費といたしまして300万円でございます。この措置につきましては、制度改正によりましてこれまでの支給対象者が小学校3年終了前までから小学校6年終了前までに拡大されたための措置でございます。

32ページをお願いいたします。

6目放課後健全育成事業費、補正額2,036万円。主なものといたしましては、右ページ15節の工事請負費の1,650万円でございます。この工事請負費につきましては、旧阿波町林学童保育所の建設工事費に充当いたすものでございます。

なお、この財源内訳につきましては、左ページのとおり、県支出金といたしまして996万7,000円、先ほど説明いたしました市債、児童福祉施設整備事業債といたしまして420万円、一般財源は619万3,000円を充てております。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費のうち3目乳幼児医療費、補正額2,183万5,000円。主なものといたしましては、右ページ20節の扶助費の1,840万円でございます。この措置につきましては、乳幼児医療費が6歳から9歳に拡大されたための措置として1,840万円計上いたしております。

36ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、2項農地費のうち1目農地総務費、補正額6,645万円。主なものといたしましては、右ページの15節の工事請負費400万円と19節負担金補助及び交付金の6,182万円、この主なものといたしましては市内旧地区への県営土地改良事業負担金の5,060万円でございます。

続きまして、一番下の6目吉野川北岸農業用水費、補正額1億916万7,000円。この内容といたしましては、右ページ19節負担金補助及び交付金の吉野川北岸農業用水費として市内土地改良区等への償還助成金でございます。

40ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費のうち1目道路維持費、補正額1,520万円。この補正額につきましては、市道の維持補修費といたしまして賃金20万円と需用費、これは修繕費でございますが、1,500万円でございます。

続いて、3目道路新設改良費、補正額6,700万円。内訳につきましては、右ページのとおり需用費で500万円、委託料で200万円、15節の工事請負費の6,000万円でございますが、これはすべて一般財源で賄っております。

続いて、42ページをお願いします。

4項住宅費のうち2目住宅建設費、補正額3,502万円。主なものといたしましては、右ページの15節工事請負費の3,422万円でございます。これは市営住宅の浄化槽の設置工事等でございます。

続きまして、5項下水道費のうち1目公共下水道費、補正額30万円。この内容につきましては、先ほど市長の説明にもありましたとおり、旧市場町の公共下水道事業に係ります事業認可延伸手続のため、その添付書類作成のためのコンサル委託料といたしまして、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金として計上するものでございます。

44ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費のうち1目非常備消防費、補正額1億5,482万8,000円。この金額につきましては、徳島中央広域連合の分賦金の後期分でございます。

続いて、3目災害対策費、補正額477万円。主なものといたしましては、18節の備品購入費の240万円、19節負担金補助及び交付金の195万円でございますが、この措置につきましては市内自主防災組織育成強化のため資器材等の備品購入費、また組織ができた自治体への補助金という形で計上をいたしております。

46ページをお願いいたします。

一番下でございますが、10款教育費、2項小学校費のうち3目小学校施設整備事業費、補正額1億5,820万円。この金額につきましては、御所小学校の校舎解体工事の工事請負費でございます。先ほど説明をいたしましたように、この財源につきましては教育施設整備基金を取り崩し充当をいたす予定でございます。一般財源は充當いたしており

ません。すべて基金で賄う予定でございます。

最後に、48ページをお願いいたします。

3項中学校費のうち3目中学校施設整備事業費、補正額1,918万円。この金額につきましては、土成中学校の耐震補強診断判定業務委託料として計上するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 西岡水道課長。

○水道課長（西岡 司君） 失礼しました。

議案第148号平成17年度阿波市水道事業会計決算認定を忘れておりました。済みませんでした。

それでは、阿波市水道事業会計決算報告についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

それでは、ご説明いたします。

収益的収入及び支出で、収入で第1款水道事業収益、決算額が7億8,036万1,048円、支出で第1款水道事業費用、決算額5億8,980万8,774円で、差し引き1億6,333万1,846円の純利益を上げてございます。

次のページをお開きください。4ページでございます。

資本的収入及び支出で、収入で第1款資本的収入、決算額5,832万1,830円、支出で第1款資本的支出、決算額が4億3,453万1,177円となっており、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億7,620万9,347円は、過年度分損益勘定留保資金1億円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,163万4,827円、建設改良積立金5,000万円、減債積立金5,000万円、当年度分損益勘定留保資金1億6,457万4,520円で補てんいたしました。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） おはようございます。

議案第150号平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,921万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,095万6,000円と定めるものとさせていただきます。

この補正予算の主なものにつきましては、平成17年度退職者等療養費の確定に伴う追加交付金及び本年10月から実施する保険財政共同安定化事業で県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える医療費について県単位で行う市町村が連合会に拠出する事業でございます。それを実施するために今回補正予算をお願いするものとさせていただきます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思っております。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。4款で療養給付費交付金、1項で療養給付費交付金で補正額1,330万円。これは平成17年度退職者等療養給付費の交付額確定による追加交付金でございます。

次に、6款の共同事業交付金、1項で共同事業交付金、補正額2億7,964万7,000円、これは10月から実施する共同事業の交付金でございます。

それから、8款の繰入金、1項で他会計繰入金、補正額97万円。

それから、9款で繰越金、1項の繰越金で補正額530万1,000円でございます。

補正額計で2億9,921万8,000円を追加いたしまして、歳入合計で40億3,095万6,000円と定めるものとさせていただきます。

次に、歳出でございますが、1款で総務費、1項で総務管理費で補正額17万円、これは医療制度改革に伴う電算のシステムの変更委託料でございます。

2款の保険給付費、補正額が1,450万円。

それから、5款の共同事業拠出金、1項で共同事業拠出金で2億7,964万8,000円。これは本年10月より新規事業といたしまして実施される共同事業の拠出金でございます。

それから、9款の諸支出金、1項で償還金及び還付加算金、補正額490万円でございます。これは平成17年度一般療養給付費等の交付額が確定をいたしまして、その返還金でございます。

補正額計で2億9,921万8,000円追加いたしまして、歳入合計を40億3,095万6,000円と定めるものとさせていただきます。

なお、詳しい内容につきましては、10ページ以降をごらんになっていただきたいと思

います。

以上で平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 洙田健康福祉部長。

○健康福祉部長（洙田藤男君） おはようございます。

議案第151号の補足説明をいたします。平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,319万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,326万3,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。2ページでございます。

歳入歳出予算補正、歳入についてご説明申し上げます。

第1款介護保険料、1項介護保険料で513万1,000円を追加をいたしております。

第3款国庫支出金、1項国庫負担金では、8,549万円を減額いたしております。これは県費との組み替えでございます。

第2項国庫補助金では、4,240万8,000円を減額いたしております。これは給付見込み額の変更に伴う減額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、97万6,000円を減額いたしております。これは前年度との過不足の調整による減額でございます。

第5款県支出金、1項県負担金では、8,549万3,000円を追加をいたしております。これは国庫金との入れ替えでございます。

8款繰入金では、1項の一般会計繰入金で824万6,000円を追加いたしております。事務費の一般会計からの繰入金でございます。

9款繰越金、1項繰越金では、7,319万8,000円を前年度から繰り越しをいたしております。

歳入補正の合計額が4,319万4,000円を追加いたしまして、歳入の合計を35億8,326万3,000円といたしております。

次のページ、3ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費では、1項総務管理費で84万円を追加をいたしております。うち20万円

は公用車の増設によります燃料費の追加でございます。また、残りの64万円につきましては、パソコン4台分の備品購入費といたしております。

2款保険給付費、これにつきましては事業区分の変更によります組み替えでございます。増減額は0でございます。

4款基金積立金、1項の基金積立金で2,359万4,000円をお願いをいたしております。

5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費として740万6,000円を追加をいたしております。

7款諸支出金で1項償還金及び還付加算金で1,043万9,000円。これにつきましては、17年度の過不足の調整によります剰余金の返還でございます。

3項繰出金では、一般会計への返還分234万7,000円をお願いをいたしております。

第8款予備費といたしまして、減額の143万2,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出補正合計4,319万4,000円を追加いたしまして、歳出合計35億8,326万3,000円といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくをお願いいたします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第152号平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145万円と定めるものでございます。

ここで公共下水事業のこれまでの経過とこの予算の必要性についてご説明をさせていただきます。

市場町の公共下水道事業は、第1次計画が平成13年3月に事業認可を受けました。事業に着手いたしましたが、終末処理場の問題により事業がストップした状態であります。平成17年4月に町村合併が行われまして、事業は阿波市に引き継がれています。その後、事業は進展せずにストップしたままの状態でございます。事業の認可期限は平成19年3月31日まで、工事完成予定年月日、当初にそういう何があったわけでございますが、

となっております。事業認可期間の延伸手続が必要であります。事業延伸手続のための書類作成についてコンサルに業務の委託が必要でありますので、今回補正をお願いするものであります。

今後の汚水処理計画につきましては、庁内で下水道の検討委員会を組織し、単に旧市場町の公共下水道事業をどうするかだけでなく、阿波市全体の汚水処理構想、下水道計画を検討いたしまして、阿波市の将来を考え、全国一下水道処理ができていない県または市にあつて現状を踏まえました、また場所によっては排水路の未整備、または浄化槽を設置するスペースがないなど、さまざまな問題もありますので、どの地域が何の事業に適しているか、なお財政的な見通し等も考慮いたしまして、今後十分検討、協議が必要と考えます。

つきましては、12月末までにこの決議が必要でありますので、一たん延伸手続をさせていただきますまして、検討委員会で検討する時間をいただきますようお願いをいたします。案ができ上がりましたら議会に相談をし、協議をしていただきたいと、そのように考えております。

補正予算の内容についてご説明を申し上げたいと思います。2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入予算につきましては、今回補正額、繰入金として30万円を追加いたしまして、歳入合計を145万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算は下水道費で認可期間変更申請書、作成業務委託料として30万円を追加いたしまして、歳出合計を145万円と定めるものでございます。

以上で平成18年度阿波市特定環境公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第153号平成18年度阿波市御所財産区特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,245万2,000円とするものでございます。平成18年9月6日提出。阿波市長小笠原幸。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入。3款諸収入、1項1目雑入、補正額29万円。この29万円につきましては、財源といたしまして板野郡森林組合事業支出金を見込んでおります。

続いて、12、13ページをお願いいたします。

歳出。1款管理費、1項1目一般管理費、補正額29万円。この使途といたしましては、委員報酬の変更として今回計上するものでございます。

ご審議の上、どうか議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第154号阿波市住所表示の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明をいたします。

阿波市住所表示の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。平成18年9月6日提出、阿波市長小笠原幸。

阿波市住所表示の変更に伴う関係条例の整理に関する条例。

現在、阿波市におきましては、198の条例が制定されております。この中で、住所表示が明記されております条例は全部で62ございます。来年1月1日からの本市の住所表示の変更に伴いまして、今回関係条例の整理をいたすべく本条例を提案するものでございます。

この内容といたしましては、第1条阿波市役所の位置を定める条例の一部改正から、最後の第62条阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正まで、全部で62条から構成されております。

附則といたしまして、本条例は平成19年1月1日から施行するといたしております。

ご審議の上、どうか議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第155号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成18年9月6日提出、阿波市長小笠原幸。

阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

別表中、御所財産区管理会委員月額6,200円を会長年額5万円、委員年額4万円、委員調査等費用弁償月額5,000円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年10月1日から施行するといたしております。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いをいたします。



続きまして、議案第156号阿波市消防団の設置等に関する条例の一部改正について及び議案第157号阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

今回阿波市の消防関係の2つの条例の一部改正につきましては、本年6月消防組織法の改正があり、法律の条が繰り下げられたため、関係条例の所要の改正を行うものでございます。ご審議の上、どうか議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第158号阿波市国民健康保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

阿波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成18年9月6日提出、阿波市長小笠原幸。

阿波市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

阿波市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「次号から第4号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である」に改める。

同項第4号中「10分の2」を「10分の3」に改める。

第6条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

附則、この条例は平成18年10月1日から施行する。

この条例の一部改正につきましては、本年6月14日に国会で国民健康保険法関連法案が改正をされました。そのことによりまして、阿波市の国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

これは国民医療機関または保険薬局で療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、給付に要する費用の額のうち一部負担金を医療機関、薬局に納めるもののうち70歳以上の人で現役並み所得のある一定以上の所得、原則といたしまして課税所得で145万円以上の方は、2割から3割の負担に変わります。

次に、被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に、5万円引き上げられます。

以上の理由によりまして条例を変更する必要が生じたので、改正をお願いするものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 洙田健康福祉部長。

○健康福祉部長（洙田藤男君） 議案第159号の補足説明をいたします。

阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。  
平成18年9月6日提出、阿波市長小笠原幸。

阿波市重度心身障害児に対する医療費の助成に関する条例（平成17年阿波市条例第114号）の一部を次のように改正する。

この条例改正につきましては、健康保険法の改正に伴う一部改正でございます。

第2条の第2項第1号及び第2号につきましては、入院時食事療養費、特別療養費を保険外併用療養費に改めます。

また、第3条第2項を次のように改める。これにつきましても、食事療養費の自己負担に関する改正でございます。

また、第3条第3項第3号を次のように改める。この改正につきましては、非該当要件の要件、また所得制限についての改正でございます。アからエまでの4項目を改正いたしております。

附則といたしましては、この条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第160号の補足説明をいたします。

阿波市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正でございます。平成18年9月6日提出、阿波市長小笠原幸。

阿波市乳幼児等医療費助成に関する条例（平成17年阿波市条例第105号）の一部を次のように改正する。

この条例改正につきましても、健康保険法の改正に伴う一部改正でございます。

第2条第3項中「特別療養費」を「保険外療養費」に改める。これにつきましても、入院時の食事療養費の自己負担に関する改正でございます。

また、第4条第2項中「健康保険の療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬と算定方法、保険外併用療養費に関する療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。

以上、2議案につきましてご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

ます。

○議長（原田定信君） 西岡水道課長。

○水道課長（西岡 司君） 議案第161号阿波市八幡簡易水道給水条例の一部改正についてご説明いたします。

阿波市八幡簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成18年9月6日提出、阿波市長小笠原幸。

阿波市八幡簡易水道給水条例の一部を次のように改正する。

第22条中表中（一般用給水料金1立方メートル当たり）「60円」を（一般用給水料金1立方メートル）「80円」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（原田定信君） 岡島教育次長。

○教育次長（岡島義広君） おはようございます。お疲れのところ、あと3つでございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは議案第162号、議案第163号、議案第164号について説明させていただきます。

今回この3つの条例の一部改正については、指定管理者制度の導入に伴う条例の改正でございます。指定管理者制度については、市の行革大綱または集中改革プランに基づきまして順次検討し、教育委員会といたしましては、今回の指定管理者制度を行う施設は市内の4つの図書館でございます。しかしながら、図書館が共有施設ということでございまして、市場には歴史民俗資料館、土成には中央公民館がございます。そうした施設が一体であるので、包括的な管理運営が好ましいと判断し、今回公民館並びに歴史民俗資料館の条例も改正の運びとなりました。

ということで、議案第162号阿波市公民館条例の一部を改正する条例から補足説明をさせていただきます。

阿波市公民館条例の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。いわゆる指定管理者制度でございます。

ということで、指定管理者による管理第13条、教育委員会は施設の管理について、地

方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2、地方自治法第244条の2第11項の規定により、教育委員会が前項に規定する指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、当該取り消しまたは停止により指定管理者が行わないこととなった業務は教育委員会が行うものとする。

3、第1項の既定により、指定管理者に業務を行わせる場合にあつては、第4条から第8条、第11条及び第12条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読みかえることができるものとする。

指定管理者が行う業務、第14条。前条の規定により、指定管理者に公民館の管理を行わせることができる業務は次のとおりとする。

- 1、公民館の維持管理に関する業務。
- 2、公民館の使用の許可等に関する業務。
- 3、その他公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務。

附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第163号阿波市立図書館条例の一部を改正する条例。これにつきましては、第7条を削り、第6条を第9条とし、第8条を第10条とし、第9条を第11条とし、第5条の次に次の3条を加える。

指定管理者による管理、第6条。教育委員会は施設の管理について地方自治法第244条の2第3項及び阿波市公共の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に規定する指定管理者に図書館の管理を行わせることができる。

2、地方自治法第244条の2第11項の規定により、教育委員会が前項の規定する指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命じたときは、当該取り消しまたは停止により指定管理者が行わないこととなった業務は教育委員会が行うものとする。

指定管理者が行う管理の基準、第7条。指定管理者はこの条例及びこれに基づく規則の規定に従い、図書館の管理を行わなければならない。

指定管理者が行う業務、第8条。指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- 1、第1条の設置目的を達成するための事業に関する業務。
- 2、図書館の利用及びその制限に関する業務。
- 3、図書館の維持管理に関する業務。

4、全各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める業務。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

最後、議案第164号阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正するというので、第3条を次のように改める。

事業、第3条。歴史館は次の各号に掲げる事業を行う。

- 1、資料の収集、展示及び保管。
- 2、資料の調査、研究及び教育普及活動。
- 3、全各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事業。

第6条第2項中「館長が」を削り、「市長」を「教育委員会」に改める。

第7条を第9条とし、第6条に次の2項を加える。

指定管理者の管理ということで、これは先ほどの施設と一緒に第7条関係についてはそのままでございます。ということで、省略させていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行するとなっております。

失礼しました。その次に第8条がございます。

指定管理者が行う業務、第8条。前項の規定により、指定管理者に歴史館の管理を行わせることができる業務は次のとおりとする。

- 1、歴史館の維持管理に関する業務。
- 2、歴史館の使用の許可に関する業務。
- 3、その他歴史館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上3議案、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田定信君） 説明が終わりました。

~~~~~

日程第6 決算特別委員会の設置について

○議長（原田定信君） 次に、日程第6、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今議会に提出されました議案第139号平成17年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定の議案審査のため、委員会条例第6条の規定により、8名で構成する決算特別委員会を設置することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第139号平成17年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査するため、8名で構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により議長の指名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。それでは、決算特別委員会委員を指名いたします。

松永渉君、木村松雄君、森本節弘君、正木文男君、岩本雅雄君、吉川精二君、三浦三一君、香西和好君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました8名の方を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

選任された委員におかれましては、本日委員会を開催の上、正・副委員長を決定していただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員長に吉川精二君、副委員長に森本節弘君が選任されましたので、ご報告いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

今回は、13日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞でございました。

午前11時57分 散会